

REPORT2018

HIDAKA SHINKIN BANK
2018 Disclosure

ひだかしんきんレポート2018



まごころ ふれ愛

日高信用金庫



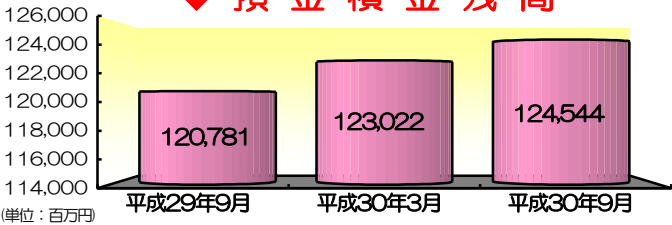
Face to Face

日高信用金庫とお客さまとのつながり

当金庫は、協同組織金融機関の特性と独自性を発揮して地域社会の持続的な発展に貢献していくことを基本とし、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的な発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に向け積極的に取り組んでおります。

詳しくは、当金庫のホームページをご覧ください。

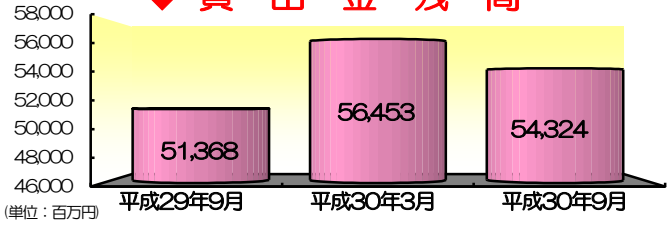
◆ 預金積金残高



■お客さまの預金について

預金積金残高 124,544 百万円（譲渡性預金を含む）

◆ 貸出金残高



■地域のお客さまにご利用頂いた貸出金について

貸出金残高 54,324 百万円（預貸率 43.61%）

◆ 貸出金業種別内訳

(単位: 百万円・%)

業種別区分	平成 29 年 9 月期		平成 30 年 3 月期		平成 30 年 9 月期	
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比
製 造 業	4,029	7.84	4,051	7.17	4,495	8.27
農 業、林 業	1,707	3.32	1,819	3.22	1,824	3.35
漁 業	186	0.36	169	0.29	165	0.30
鉱業、採石業、砂利採取業	580	1.12	550	0.97	523	0.96
建 設 業	3,490	6.79	4,080	7.22	3,782	6.96
電気・ガス・熱供給・水道業	4	0.00	0	0.00	167	0.30
情 報 通 信 業	11	0.02	11	0.01	21	0.03
運 輸 業、郵 便 業	338	0.65	337	0.59	340	0.62
卸 売 業、小 売 業	3,200	6.22	3,227	5.71	3,492	6.42
金 融 業、保 険 業	2,691	5.23	2,494	4.41	1,692	3.11
不 動 産 業	14,682	28.58	16,207	28.70	17,749	32.67
物 品 賃 貸 業	853	1.66	877	1.55	948	1.74
学術研究、専門・技術サービス業	357	0.69	458	0.81	442	0.81
宿 泊 業	141	0.27	269	0.47	357	0.65
飲 食 業	208	0.40	196	0.34	210	0.38
生活関連サービス業、娯楽業	587	1.14	670	1.18	518	0.95
教 育、学 習 支 援 業	6	0.01	5	0.00	4	0.00
医 療、福 祉	784	1.52	816	1.44	1,023	1.88
そ の 他 の サ ー ビ ス	918	1.78	788	1.39	914	1.68
小 計	34,780	67.70	37,030	65.59	38,675	71.19
地 方 公 共 団 体	10,159	19.77	12,493	22.12	8,416	15.49
個 人	6,428	12.51	6,929	12.27	7,232	13.31
合 計	51,368	100.00	56,453	100.00	54,324	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◆ 損益の状況

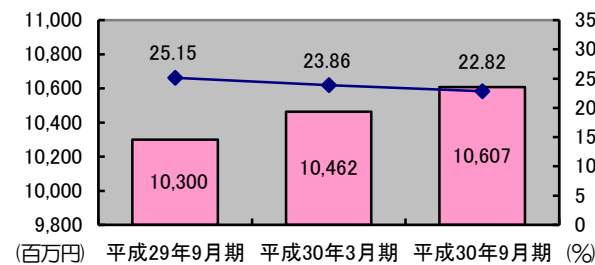
(単位: 百万円)

項 目	平成 29 年 9 月期	平成 30 年 3 月期	平成 30 年 9 月期
経 常 収 益	1,027	2,007	1,092
経 常 費 用	795	1,529	850
経 常 利 益	232	478	242
業 務 純 益	289	447	265
当 期 純 利 益	150	350	175

◆ 自己資本の額および自己資本比率の状況

平成30年9月期決算の自己資本の額は106億円と年々増加しております。

自己資本比率は22.82%（程度）と、金融庁が示す国内で業務を行う金融機関の基準値である4%はもとより、国際基準の8%を大きく上回る水準を維持しております。



自己資本比率算出式

自己資本比率 = 自己資本の額 / リスク・アセット等の額

金融機関の自己資本比率とは、リスクに応じて再計算された資産の合計額に対する自己資本の占める割合のことであり、金融機関の健全性を示す評価基準として定着しております。この数値が大きいほど健全性が高いと評価されております。

自己資本比率は、自己資本の額をリスク・アセット等の額で除して算出されますが、このリスク・アセットとは、資産（貸出金や有価証券など）に関する貸倒れの危険性の総量のことで、資産の種類ごとに一律のリスク・ウェイトを乗じて算出しております。

当金庫は、平成30年9月期決算においても安定した収益を計上することができており、自己資本の額（分子）は増加しましたが、リスク・ウェイトが高い貸出金等が増加したことによりリスク・アセット等の額（分母）も増加しております。

それにより、自己資本比率は低下しておりますが、自己資本の額は着実に積み上げることができており、経営基盤は強化されております。

◆ 自己資本の充実度の状況について

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客さまからの普通出資金および利益剰余金等により構成されております。

【自己資本の構成に関する開示事項】

（単位：百万円・％）

項 目	平成 30 年 3 月 期	平成 30 年 9 月 期
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	10,549	10,726
うち、出資金及び資本剰余金の額	353	355
うち、利益剰余金の額	10,209	10,371
うち、外部流出予定額（△）	14	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	141	124
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	141	124
コア資本に係る基礎項目の額（A）	10,690	10,850
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く）の額の合計額	4	6
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	4	6
前払年金費用の額	223	237
コア資本に係る調整項目の額（B）	228	243
自己資本		
自己資本の額〔（A）－（B）〕（C）	10,462	10,607
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	40,561	43,192
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,920	△720
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,920	△720
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,286	3,286
リスク・アセット等の額の合計額（D）	43,847	46,478
自己資本比率		
自己資本比率〔（C）÷（D）〕	23.86	22.82

（注1）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

（注2）当金庫は経過措置による不算入額に該当するものではありません。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫はこれまで、特別積立金への積み上げによる内部留保に努めており、その結果自己資本の充実度は高く、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策についても、毎期策定する事業計画に基づいた業務推進を通じて得られる利益による自己資本の積み上げを基本的な方針としております。

【自己資本の充実度に関する事項】

(単位：百万円)

項 目	平成 30 年 3 月期		平成 30 年 9 月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット・所要自己資本の額の合計	40,561	1,622	43,192	1,727
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	42,482	1,699	43,911	1,756
地方公共団体金融機構向け	270	10	270	10
我が国の政府関係機関向け	341	13	341	13
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,732	189	5,458	218
法人等向け	22,143	885	24,557	982
中小企業等向け及び個人向け	4,355	174	4,668	186
抵当権付住宅ローン	802	32	812	32
不動産取得等事業向け	86	3	79	3
3ヵ月以上延滞等	68	2	75	3
取立未済手形	3	0	3	0
信用保証協会等による保証付	345	13	358	14
出資等	230	9	233	9
出資等のエクスポージャー	230	9	233	9
上記以外	9,101	364	7,053	282
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	3,200	128	1,200	48
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	514	20	514	20
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	4	0	5	0
上記以外のエクスポージャー	5,382	215	5,332	213
②他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1920	△76	△720	△28
③CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	0	0
ロ.オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	3,286	131	3,286	131
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	43,847	1,753	46,478	1,859

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除くにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は基礎的手法により、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

$$\left\langle \begin{array}{l} \text{オペレーショナル・リスク相当額} \\ \text{(基礎的手法)の算定方法} \end{array} \right\rangle = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 1.5\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

◆ 有価証券の時価情報

●満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	平成 30 年 3 月期			平成 30 年 9 月期		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	8,200	8,465	264	7,600	7,812	211
	地 方 債	9,098	9,558	459	8,698	9,098	399
	社 債	1,506	1,526	19	1,132	1,147	14
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	18,805	19,550	744	17,431	18,057	625
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	222	222	△0	252	252	△0
	そ の 他	1,600	1,559	△40	2,800	2,651	△148
	小 計	1,822	1,782	△40	3,052	2,903	△149
合 計		20,628	21,332	703	20,484	20,961	476

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

●その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	平成30年3月期			平成30年9月期		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	42	35	7	35	34	0
	債 券	31,932	29,702	2,229	26,329	24,485	1,844
	国 債	2,025	2,005	19	401	400	1
	地 方 債	19,076	17,675	1,400	16,911	15,766	1,145
	社 債	10,830	10,021	809	9,016	8,318	697
	そ の 他	—	—	—	100	100	0
	小 計	31,974	29,738	2,236	26,464	24,619	1,845
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	87	91	△4	83	91	△8
	債 券	2,104	2,119	△14	9,055	9,222	△167
	国 債	—	—	—	2,944	3,001	△56
	地 方 債	—	—	—	2,151	2,201	△50
	社 債	2,104	2,119	△14	3,959	4,020	△60
	そ の 他	97	100	△2	95	100	△5
	小 計	2,289	2,312	△22	9,233	9,415	△181
合 計		34,264	32,050	2,213	35,698	34,034	1,663

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、投資信託です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

◆ 金融再生法開示債権及び同債権に対する引当・保全状況

(単位：百万円・%)

区 分		開示残高 (A)	保全額 (B)	担保・保証等による回収見込額(C)	貸倒引当金 (D)	保全率 (B) / (A)	引当率 (D) / (A-C)
金融再生法上の不良債権	平成30年3月期	3,395	3,298	2,384	914	97.14	90.40
	平成30年9月期	3,181	2,976	2,067	909	93.54	81.58
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成30年3月期	298	298	50	248	100.00	100.00
	平成30年9月期	314	314	64	250	100.00	100.00
危険債権	平成30年3月期	3,031	2,942	2,286	656	97.06	88.06
	平成30年9月期	2,802	2,601	1,952	649	92.83	76.37
要管理債権	平成30年3月期	64	56	47	9	87.61	54.76
	平成30年9月期	64	60	50	9	93.12	68.57
正常債権	平成30年3月期	53,374					
	平成30年9月期	51,364					
合 計	平成30年3月期	56,769					
	平成30年9月期	54,546					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

地域貢献事業等

地域の皆さまとの関わりを大切にしく、当金庫役職員は各種地域貢献事業に取り組んでおります。

【今年度 9 月までに実施した主な事業】

環境整備事業【植樹活動】

- 環境保護を目的に、新ひだか町から広尾町までの 5 町にかけて、「桜」「ツツジ」「ハマナス」などの植樹を行いました。環境整備事業は、今後も継続して取り組んで参ります。

5 月 12 日：広尾町「大丸山森林公園にツツジの植樹」
5 月 18 日：浦河町「うらかわ優駿ビレッジアエル中庭に桜の植樹」
5 月 22 日：えりも町「庶野さくら公園に桜の植樹」
5 月 27 日：様似町「栄町の国道斜面にツツジの植樹」
7 月 2 日：新ひだか町「三石海浜公園にハマナスの植樹」



▲様似町「栄町の国道斜面」での植樹活動

青少年育成事業【少年野球大会】

- 青少年の健全な育成を目的に、平成 30 年 9 月 1 日、2 日の 2 日間、日高しんきん杯少年軟式野球大会を様似町にて開催しました。大会は、新冠町から十勝管内広尾町までの 6 町から 10 チームが出場していただきました。

▼日高しんきん杯少年軟式野球大会



【開催地】様似町観音山スポーツ公園

社会福祉事業【車いす等の寄贈】

- 社会福祉を目的に、新ひだか町から広尾町までの 5 町の福祉施設などへ車いす等の寄贈を行いました。福祉事業は今後も継続して取り組んで参ります。

5 月 23 日：様似町「特別養護老人ホーム様似ソビラ荘」へ歩行器の寄贈
6 月 7 日：広尾町「特別養護老人ホームつつじ苑」へ徘徊コールマットの寄贈
6 月 15 日：浦河町「浦河向陽園」へ風呂専用いすの寄贈
6 月 15 日：えりも町「特別養護老人ホームやまと苑」へ車いすの寄贈
7 月 2 日：新ひだか町「静内保育所」へプロジェクターの寄贈



▲浦河町「浦河向陽園」へ風呂専用いすの寄贈

老人福祉施設ヴァイオリンミニコンサートの開催

- 「新ひだか町」、「広尾町」の福祉施設で「ヴァイオリンミニコンサート」を開催し、施設を利用する方にヴァイオリンの演奏を聴いていただき、童謡などを一緒に歌い楽しんでいただきました。

9 月 11 日：新ひだか町「特別養護老人ホーム蓬莱荘」で開催
9 月 12 日：新ひだか町「特別養護老人ホーム静寿園」で開催
9 月 14 日：広尾町「特別養護老人ホームつつじ苑」で開催



▲新ひだか町「蓬莱荘」でミニコンサート

浦河町との「まちづくりに関する包括連携協定」の締結

- 浦河町と当金庫は、地域の特性や課題への共通認識を持ち、相互に連携・協力しながら効果的な事業の実施、情報の提供等に取り組むことにより、まちの振興及び発展に寄与することを目的として、包括連携協定を 9 月 28 日に締結いたしました。

連携の範囲といたしましては、「地方創生（総合戦略）の推進に関すること」、「地域経済の活性化に関すること」、「観光産業の振興に関すること」、「子育て支援に関すること」、「空き家対策に関すること」としております。



▲「連携協定締結式」浦河町役場

地域の皆さまとの文化的・社会的つながり

「地域にとってなくてはならない信用金庫」を目指す当金庫は、「まごころ ふれ愛」をスローガンに掲げ、地域の皆さまと当金庫役職員のコミュニケーションの場として、各地域の催しに積極的に参加をさせていただいております。

■ 奉 仕 活 動

奉仕活動の一環として、交通安全街頭啓発等に参加しました。

4月10日	浦河町交通安全街頭啓発運動	本店営業部・本部	40名参加
4月28日	ゴミ掃除クリーン作戦	えりも支店	10名参加
4月29日	春のクリーン作戦	静内支店	5名参加
6月11日	交通安全旗のなみ作戦	様似支店	10名参加
6月16日	花壇整備活動(優駿ビレッジアエル)	本店営業部・本部	25名参加
6月20日	町内清掃活動(本町地区)	三石支店	7名参加
6月23日	町内施設草刈作業(浦河向陽園)	堺町支店	12名参加
7月22日	ルート336花壇づくり	広尾支店	5名参加



▲ルート336花壇づくり(広尾町)

■ イベント参加

各地域のお祭り等のイベントへ積極的に参加、運営の一役を担いました。

5月	3～5日	第21回桜舞サッカーフェスティバル	静内支店	10名参加
7月	7日	第24回みついし蓬萊山まつり	三石支店	7名参加
7月	28日	第33回シンザンフェスティバル	本店営業部・堺町支店・本部	20名参加
8月	4～5日	第48回アボイの火まつり	様似支店	10名参加
8月	14日	2018町民仮装盆踊り大会	広尾支店	11名参加
8月	14～15日	第45回えりもの灯台まつり	えりも支店	7名参加



▲シンザンフェスティバル(浦河町)

■ インターンシップ

6月20日～22日	高校生向け職場体験学習	浦河高等学校	人事研修課	4名参加
9月20日～21日	高校生向け職場体験学習	静内高等学校	静内支店	11名参加

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの問合せ・要望・相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、お客さまの信頼性の向上に努めます。お客さまからの苦情等については、お取引のある営業店または以下の部署にご連絡ください。

【日高信用金庫 経営管理部 コンプライアンス課】 住所: 浦河郡浦河町大通2丁目31番地の2 TEL 0120-078-390

●受付時間: 当金庫営業日の午前9時～午後5時 ●受付媒体: 電話、手紙、面談

当金庫のほかに、全国信用金庫協会が運営する「全国しんさん相談所」並びに北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区しんさん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記経営管理部コンプライアンス課にご相談ください。

【全国しんさん相談所】

住 所: 〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7
電話番号: 03-3517-5825

【北海道地区しんさん相談所】

住 所: 〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-5
電話番号: 011-221-3273

●受付時間: 信用金庫営業日の午前9時～午後5時 ●受付媒体: 電話、手紙、面談

札幌弁護士会(電話: 011-251-7730)、東京弁護士会(電話: 03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話: 03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話: 03-3581-2249)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、「現地調停」、「移管調停」の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、東京三弁護士会の仲裁センター等、全国しんさん相談所または当金庫経営管理部コンプライアンス課にお尋ねいただくか、東京三弁護士会、全国信用金庫協会および当金庫のホームページをご覧ください。

※詳細につきましては、当金庫ホームページに掲載しております。

■店舗一覧とATMの営業時間

店舗名	住 所	電話番号	ATM営業時間		
			平 日	土曜日	日曜・祝日
本店営業部	〒057-0013 浦河郡浦河町大通2丁目31番地の2	(0146) 22-4111	8:45～18:00	9:00～17:00	9:00～17:00
堺町支店	〒057-0034 浦河郡浦河町堺町西1丁目83番59号	(0146) 22-5611	8:45～18:00	9:00～17:00	—
静内支店	〒056-0016 日高郡新ひだか町静内本町1丁目1番15号	(0146) 42-1531	8:45～18:00	9:00～17:00	9:00～17:00
三石支店	〒059-3108 日高郡新ひだか町三石本町197番地23	(0146) 33-2311	8:45～18:00	9:00～17:00	—
様似支店	〒058-0014 様似郡様似町大通2丁目35番地2	(0146) 36-2341	8:45～18:00	9:00～17:00	—
えりも支店	〒058-0204 幌泉郡えりも町字本町170番地1	(01466) 2-2311	8:45～18:00	9:00～17:00	—
広尾支店	〒089-2615 広尾郡広尾町本通8丁目7番地の1	(01558) 2-3161	8:45～18:00	9:00～17:00	—
札幌支店	〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1番地4 三井生命札幌共同ビル4階	(011) 200-7070	—	—	—

■店外ATM設置場所

名 称	住 所	ATM営業時間			
		平 日	土曜日	日曜日	祝 日
浦河町役場内	浦河郡浦河町築地1丁目3番1号	9:00～16:00	—	—	—
浦河赤十字病院内	浦河郡浦河町東町ちのみ1丁目2番1号	9:00～18:00	—	—	—
浦河町バセオ堺町店内	浦河郡浦河町堺町東6丁目493	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
マックスバリュ静内店内	日高郡新ひだか町静内木場町1丁目1-69	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00



みんなでシェアして、低炭素社会へ。

私たちは、Fun to Share に賛同しています。